

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 労働法の基礎 (5) 休養「年休・休日・休憩」について考える

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

### 労働法の基礎 (5) 休養「年休・休日・休憩」について考える

(クリックするとPDFファイルが開きます)

#### 休養「年休・休日・休憩」について考える

##### 年休(年次有給休暇)について

年休(年次有給休暇)には、「法定休暇」と「法定外休暇」があります。法定休暇は、労働者の権利として「法(労働基準法)」によって定められた休暇のことです。法定外休暇は、労使協定により法定休暇を上回る日数や特別に制度化した休暇のことです。

##### 法定休暇の発生要件

- ①6ヶ月間の継続勤務。
- ②全労働日(6ヶ月間)に80%以上の出勤率であること。

①②の要件を満たせば年休請求権が発生するんだ!

請求権発生は良いけど、何日間だ!

##### 年休付与日数の法定基準(所定労働週 30 時間以上)

勤続年数	6ヶ月	1年	2年	3年	4年	5年	6年
		6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月
年休日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- \*とこでどうして勤続年数ごとに付与日数が違うの?
- \*それから、全労働日の内容も知らないと出勤率出せないよ!
- \*年休の計画的付与とはどんなこと?

##### 短時間勤務労働者(パートタイム労働者)の年休比例付与日数

週所定労働日数	一年間の所定労働日数	勤続年数						
		6ヶ月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月
4日	169~216	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121~168	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73~120	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48~72	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

年次有給休暇(法定休暇)は、第三十九条に労働者の権利として定められています。その目的は、労働者の心身の疲労回復、人たるに値する社会的・文化生活を営むためのもので、労働力提供をしないのに賃金が支払われるものです。したがって、労働者はもともと年休をいつでも自由に取ることができず、恩恵的な休暇として慰労休暇とされる年休がありますが労働基準法では「年休の権利」として認められて、最高裁は「年休の権利は、日如何を問わず、使用者の許可や承諾を要せず、自動的に生じる」(最判S四八・三・二)と、労働者の取得の時季指定をもって発生す(時季指定権)を明示しました。政もこの考え方に同調(S四八・二六基発一〇号)し、従来の請求説を改めました。ただ時季指定日に年休取得されたと業務に重大な支障が生じる場合時季変更権を行使できます。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.